鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）
第２条　本補助金は、県内レンタサイクル拠点の整備を支援し、県内におけるサイクルツーリズムの推進を図ることを目的として交付する。

（定義）
第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）レンタサイクル拠点　次号で定める自転車の貸出事業を行う事業所をいう。
（２）自転車　日本工業規格〔JIS〕D9111：2016(自転車―分類、用語及び諸元)表１に適合したもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。
　ア　スポーツ専用自転車、スポーティ車、電動アシスト自転車又は特殊自転車(タンデム車)に分類されるもの
　イ　本補助金の交付目的に適合すると知事が認めるもの
（３）電動アシスト自転車 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第１条の３に定める基準を備えたものをいう。
（４）防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 12 条第３項に規定する防犯登録をいう。
（５）自転車安全整備 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備をいう。
（６）自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

（補助対象要件）
第４条　補助対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。
（１）整備しようとするレンタサイクル拠点周辺に、県、市町村又はこれらが参画する協議会等が設定したサイクリングルートがあり（路面標示等の整備の有無は問わない）、自転車貸出事業において、その活用が図られること。なお、該当するサイクリングルートが複数存在する場合は、少なくともそのうちの１つの活用が図られればよいものとする。
（２）県が推進するサイクリスト支援ネットワーク「ダイジョウブシステム」（「コグステーション（サイクリングの拠点施設)」、「サイクルカフェ（サイクリストを積極的に受け入れる飲食店)」、「サイクルポート(サイクリストを積極的に受け入れるコンビニエンスストア)」、「サイクルキャリア搭載ＵＤタクシー」及び「鳥取県サイクリストに優しい宿」）との連携が図られること。
（３）レンタサイクル拠点の利用者の利便性向上に向けて、県、周辺市町村、その他関係機関・団体等との連携が図られること。
（４）次のいずれかに該当する台数の自転車を購入し、開始年度から起算して連続する５年間以上レンタサイクル拠点の運営を継続すること。
　ア　購入する自転車が 10 台以上であること（電動アシスト自転車も台数に含む。）
　イ　購入する電動アシスト自転車が２台以上であること（この場合、同時購入する自転車の購入費も補助対象とする。）
（５）自転車をレンタサイクル拠点の屋内又はそれに準じた状態で保管すること。
（６）レンタサイクル拠点の平均営業日数が週４日以上であること。この場合において、台風、積雪等の事業者の責に帰さない事由により営業することができなかった日については、平均営業日数の計算に加えない。

（補助金の交付）
第５条　県は、第２条の目的の達成に資するため、別表１の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
２　本補助金の額は、補助事業に要する別表１の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第５欄に定める額を限度とする。
３　第１項の規定にかかわらず、１申請当たりの補助金申請額が20万円未満のときは、本補助金は交付しない。
４　本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
５　同一の申請者が行う同一の事業に対する補助は、１回限りとする。
６　鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請）
第６条　本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。
２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号、様式第２号及び第３号によるものとする。

（交付決定の時期等）
第７条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
２　本補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。

（承認を要しない変更）
第８条　規則第12条第１項の知事が別に定める変更は、別表１の第６欄に定めるもの以外の変更とする。
２　前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告等の時期等）
第９条　規則第17条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(2) 規則第17条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月20日
２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号、様式第２号、様式第３号及び様式第５号によるものとする。
３　補助事業者は、事業終了の翌年度以降４年間、補助事業の実施状況等について自転車貸出状況等報告書（様式第５号）を作成し、各事業年度終了後20日以内に報告するとともに、補助事業に関係する県の調査に協力をしなければならない。

（財産の処分制限）
第10条　規則第25条第２項ただし書の期間は、自転車については５年間、それ以外のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
２　規則第25条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
（１）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
（２）自転車
（３）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして交流人口拡大本部長が別に定めるもの
３　第７条第１項の規定は、規則第25条第２項の承認について準用する。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第 11 条　本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が５％超の公益法人等は、この限りではない。

（雑則）

第12条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年３月５日から施行し、令和元年度事業から適用する。

この要綱は、令和３年３月 31 日から施行し、令和３年度事業から適用する。

この要綱は、令和５年４月 18 日から施行する。

別表１（第５条、第７条関係）

１ 補助事業	２ 事業実施主体	３ 補助対象経費	４ 補助率	５ 限度額	６ 重要な変更
レンタサイクル拠点整備事業	県内の市町村、観光協会等（観光の振興を目的として、複数の観光関係の事業者で構成される団体）	（１）自転車の貸出事業に要する備品類（自転車、自転車付属物品、バイクラック、空気入れ、工具等）の購入等に要する経費 ※当該事業のために購入する自転車は、未使用のもので、防犯登録及び自転車安全整備がなされ、自転車損害賠償保険等に加入を行うもののとする。 ※当該事業のために購入する電動アシスト自転車は、第４条第１号に定めるサイクリングルート（補助金交付申請時点で設定済みのものに限る。）のうち、当該自転車が対象とするルート（レンタサイクル拠点の位置がルート途中にある場合等は、ルートの一部のみも可。）の往復を全線補助走行できる性能を有するものに限る（ただし、バッテリー充電スポット、バッテリー交換スポットの設置等により、全線補助走行可能となる場合は、この限りではない。）。 ※自転車付属物品は、電動アシスト自転車用予備バッテリー、ライト、ベル、反射板、ヘルメット、盗難防止用品、ドリンクホルダー、スタンド等とする。なお、電動アシスト自転車用予備バッテリーの購入数は、整備するレンタサイクル拠点で使用する電動アシスト自転車１台につき１個を上限とする。 （２）レンタサイクル拠点の施設整備に要する経費 ※サイクリングの情報発信、サイクリストの交流促進、自転車の保管・整備スペース、ロッカー・更衣スペースに関するものに限る。 ※工事請負費、委託料に係るものについては、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	１／２	１，０００千円	（１）本補助金の増額を伴うもの （２）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第１号（第６条、第９条関係）

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金補助対象経費一覧

整理番号	補助対象経費内容	見積（支払）金額（円）	補助金額（円）
1			見積（支払）金額の計×１／２
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			
計			

【添付書類】
・工事写真
・購入した自転車に係る製造メーカー保証書（型番、車体番号、車名当が明記されており、補助対象自転車であることが確認できるもの）の写し
・防犯登録証の写し
・自転車損害賠償保険等に加入していることが確認できるものの写し
・領収書など対象経費の支払いを証明する書類
・このほか、県が必要と認める書類

様式第２号（第６条、第９条関係）

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金事業計画（報告）書

１　申請者

申請者団体名及び代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

２　事業の概要

１　事業目的

２　事業計画の内容

※整備しようとするレンタサイクル拠点の周辺のサイクリングルート（県・市町村及びそれらが参画した協議会等が設定したものに限る。）をどのように活用する予定か具体的に記載すること。

※県が推進するサイクリストサポート体制「ダイジョウブシステム」とどのように連携を図っていく予定か具体的に記載すること。

※レンタサイクル拠点の利用者の利便性向上に向けて、県、周辺市町村、その他関係機関・団体等とどのように連携を図っていく予定か具体的に記載すること

３　実施場所

４　実施期間

５　その他参考となる事項

６　他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

７　消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

（　）①地方公共団体

（　）②免税事業者

（　）③簡易課税事業者（確定申告月：____月申告）

（　）④特定収入割合が５％超の公益法人等

（　）⑤上記４のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。

⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付（追加提出）資料】

②の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

③の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

８　その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第３号（第６条、第９条関係）

◯◯年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金収支予算（決算）書

１ 収　　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

区　　　分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内　　　訳
合　　計				

※　収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

２ 支　　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

区　　分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内　　　訳
合　　計				

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

様

職　氏　名　　印

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

　本補助金の対象事業の内容は、………………とする。

２　交付決定額等

　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　金　　　　　　　　円

（２）交付決定額　　金　　　　　　　　円

３　経費の配分

　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は………………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県レンタサイクル拠点整備事業進補助金（令和２年3月５日付第２０１９００３１３６３８号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第５条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　様

住所又は所在地
名称
代表者役職・氏名　　　　　　印

〇〇年度自転車貸出状況等報告書

■貸出状況表

区分	車種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
補助金を利用して購入したもの														
	計（A）													
補助金以外で購入したもの														
	計（B）													
合計(A+B)														
営業日数														
台風､積雪等により営業できなかった日数														

※実績のあった年度の年度末から20日以内に提出すること。
※レンタサイクルに使用している全ての自転車について報告すること。
※表が足りない場合は、適宜追加すること。

■整備状況表

車種	実施日	整備内容

※実績のあった年度の年度末から20日以内に提出すること。
※補助金を利用して購入した自転車全てについて､整備を行った日及び整備内容を報告すること。
※表が足りない場合は、適宜追加すること。
※整備台帳がある場合は、その写しを提出することにより整備状況表に置き換えることができる。